森林経営計画制度の概要

目 的	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、 自発的意思による計画的かつ効率的な森林施業の実施及び森林の保 護を図る。		
作 成 主 体	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が単 独または共同で作成		
認定主体	市町村の長(計画対象森林が2以上の市町村にわたる場合は都道 府県知事、2以上の都道府県にわたる場合は農林水産大臣)		
計画期間	5年計画		
計画対象森林	・民有林(公有林、国有林分収造林地を含む) ・林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上(林班計画)、 市町村が定める一定区域内において30ha以上(区域計画)又は 森林所有者(100ha以上の森林を所有している者に限る)が所 有している森林及び経営の委託を受けている森林の全て(属人計 画)		
計画事項	・5年間の造林、保育、伐採(主伐・間伐)の実施、作業路網の整備、森林の保護といった森林の経営に関する計画 ・共同して計画を作成する場合にあっては、森林の施業の共同化に関する長期の方針、5年間の共同して行う施業の種類及びその実施方法 ・森林の経営の規模拡大及びそれに必要な作業路網の整備の目標(任意事項)		
優遇措置等	①税制 所得税:山林所得に係る森林計画特別控除 相続税:相続税の納税猶予(森林の経営の規模拡大等の目標を定 めた属人計画のみ)、延納の特例、課税価格の特例、公 益的機能別施業森林の評価減 ②金融 日本政策金融公庫資金における融資条件の優遇 ③補助金等 森林環境保全直接支援事業(造林補助)の対象 森林整備地域活動支援交付金		

保安林制度の概要

1. 趣 旨 かん

保安林制度は、森林法(以下「法」という)に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、その森林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、一定の伐採・転用規制等を課すものである。

- **2. 指定の目的**(法第25条第1項)
 - 水源のかん養

⑦ 火災の防備

② 土砂の流出の防備

⑧ 魚つき

- ③ 土砂の崩壊の防備
- ⑨ 航行の目標の保存

④ 飛砂の防備

- ⑩ 公衆の保健
- ⑤ 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- ⑥ なだれ又は落石の危険の防止 ⑪ 名所又は旧跡の風致の保存

3. 指定状況

我が国の森林(約2,500万ha)の5割弱が保安林に指定されている。

(平成25年度末現在、単位:万ha、%)

保安林種別	面 積	比 率	
水源かん養保安林	9 1 3	7 1	
土砂流出防備保安林	2 5 6	2 0	
土砂崩壊防備保安林	6	1	
その他	1 0 9	8	
合 計	1,284	1 0 0	

|(全森林の48%)

注:重複指定されることがあるため、面積は計に一致しない。

4. 行為制限 (法第34条~第34条の4)

(1) 立木の伐採には都道府県知事の許可が必要(間伐及び人工林の 択伐は届出で可)

(許可要件) 伐採方法、面積、材積が指定施業要件に適合すること

- (2) 保安林における土地の形質変更等には都道府県知事の許可が必要 (許可要件) 保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれのな いこと
- (3) 伐採跡地へは必要な植栽をしなければならない

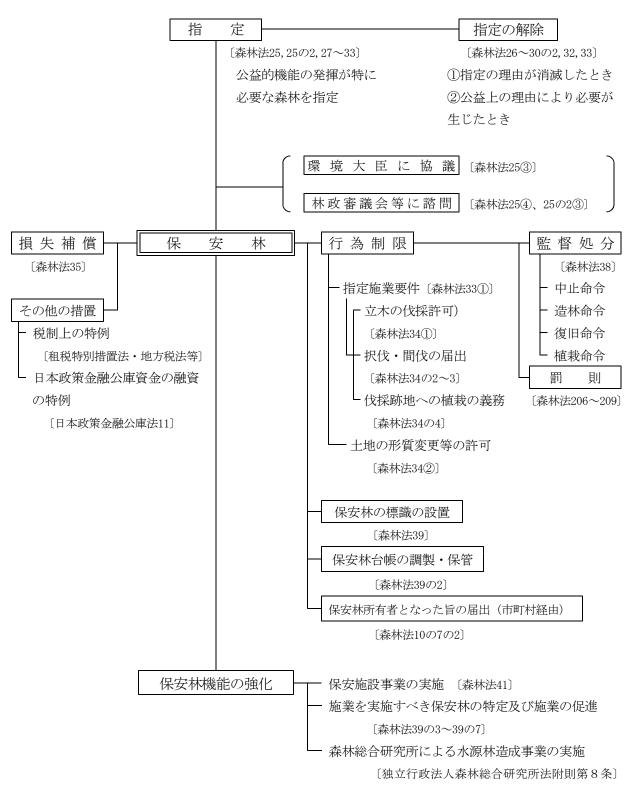
5. 指定·解除

(1)指定(法第25条~第25条の2) 公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定

(2)解除(法第26条~第26条の2)次の場合は指定を解除

- ① 指定理由が消滅したとき
- ② 公益上の理由により必要が生じたとき

保安林制度の体系



注:[]は根拠法及び規定条文